

# こども家庭庁説明資料

(自殺総合対策大綱における施策の実施状況について)

令和6年3月25日  
第11回自殺総合対策の推進に関する有識者会議

こどもまんなか  
こども家庭庁

令和6年度当初予算案 0.04億円（0.04億円）

## 1. 施策の目的

青少年の非行・被害実態等を踏まえた有識者による講演・座談会の開催、青少年有害環境対策ウェブサイトへの各都道府県の実践や先進事例の掲載等の広報啓発活動により、青少年の非行・被害防止及び有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

## 2. 施策の内容

### (1) 青少年有害環境対策推進事業費

青少年の有害環境対策については、青少年育成条例に基づく各都道府県の指導や民間団体の自主的取組が大きな割合を占めることから、青少年育成条例ホームページを整備し、各都道府県における条例の制定・改正状況や有害環境に対する取組・好事例等の先進事例を情報提供することにより、青少年の非行・被害防止に携わる関係機関・関係者の取組向上を図るとともに、青少年有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

### (2) 青少年の非行・被害防止のための啓発経費

令和4年の刑法犯少年の検挙人員は戦後最少であった前年よりは微増したほか、児童買春や児童ポルノ製造をはじめとする子どもの性被害など、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移するなど、子供の犯罪被害は深刻な状況にある。また、SNS等で募集されているアルバイト勧誘（「闇バイト」）に軽はずみに応じることから重大な犯罪に関与すること等が問題となっており、次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、国、地方公共団体、関係機関等が相互に協力しながら、青少年及びその保護者に対する積極的かつ効果的な啓発を行い、青少年の非行・被害防止を図る。

※ 令和4年度の主な取組

- 普及啓発リーフレット「ネット・スマホのある時代の子育て（乳幼児編）」を発行
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に伴う有識者によるリモート講演会・座談会を実施



青少年育成条例ホームページ



普及啓発リーフレット

## 3. 実施主体等

◆ 実施主体 : 国

## 1. 施策の目的

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

## 2. 施策の内容

### (1) 青少年のインターネット利用環境実態調査

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※ 回答回収率(令和4年度): 青少年調査64.6%、青少年の保護者調査65.5%、低年齢層の子供の保護者調査69.6%

### (2) 青少年インターネット環境整備法及び基本計画の施行状況について検証するための検討会の開催経費

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題について検討する。

※ 開催状況等(令和4年度): 3回開催

### (3) 青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム(オンライン開催を含む。)を実施する。

※ 開催状況(令和4年度): 3回開催(山梨、石川、大阪)

### (4) 青少年の非行・被害防止に向けた環境整備に関する調査研究

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は増加傾向にある。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の非行・被害防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

※ 実施状況(令和4年度): 欧州連合、欧州評議会及びイギリスを対象として調査

## 3. 実施主体等

◆ 実施主体 : 国 (1及び4の調査については委託して実施)

# 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和6年度予算案：1.2億円（1.1億円）

【令和2年度創設】

## 目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進基本法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

## 内容

### (1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

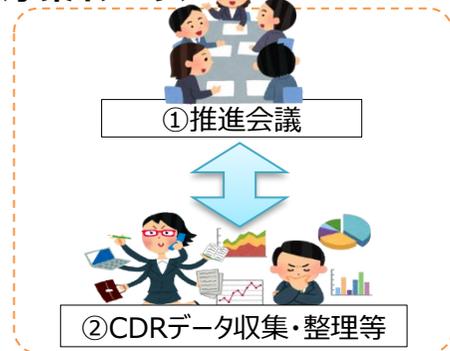
### (2) 情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

### (3) 多機関検証ワーキンググループ<sup>※</sup>（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

### <事業イメージ>



### 【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10 / 10
- ◆ 補助単価案：年額 12,647,020円

## 事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）  
令和4年度：8自治体（北海道、福島県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県）

# こどもの心の診療ネットワーク事業

令和6年度予算案：1.2億円（1.2億円）

【平成20年度創設】

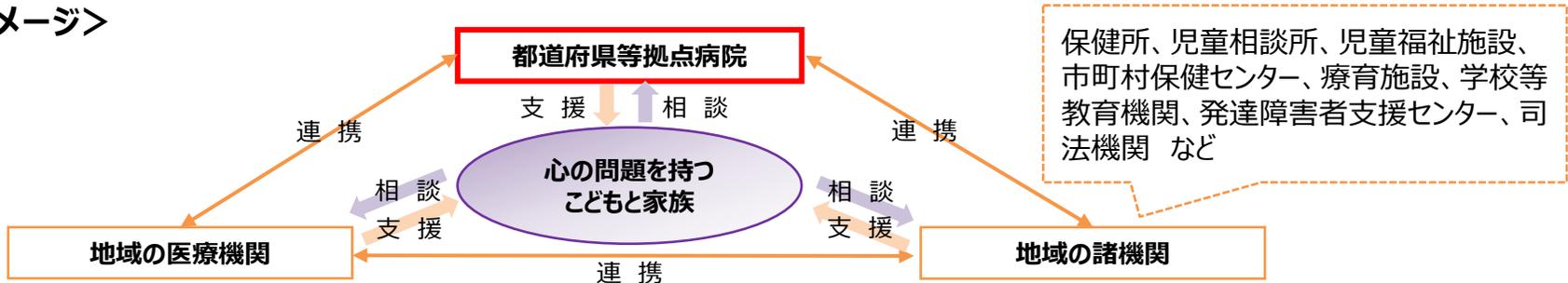
## 目的

- 様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時のこどもの心の支援体制を構築することを目的とする。

## 内容

- (1) こどもの心の診療支援（連携）事業  
様々なこどもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。
- (2) こどもの心の診療関係者研修・育成事業  
医師、関係専門職の現地研修等、こどもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。
- (3) 普及啓発・情報提供事業  
こどもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

## <事業イメージ>



## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：月額 1,475,000円

## 事業実績

- ◆ 実施自治体数：21自治体（20自治体）
- ※ 岩手県、群馬県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース  
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種との支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、  
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

### (2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

### (3) 相談支援体制強化事業（R4～）

#### ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

#### イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

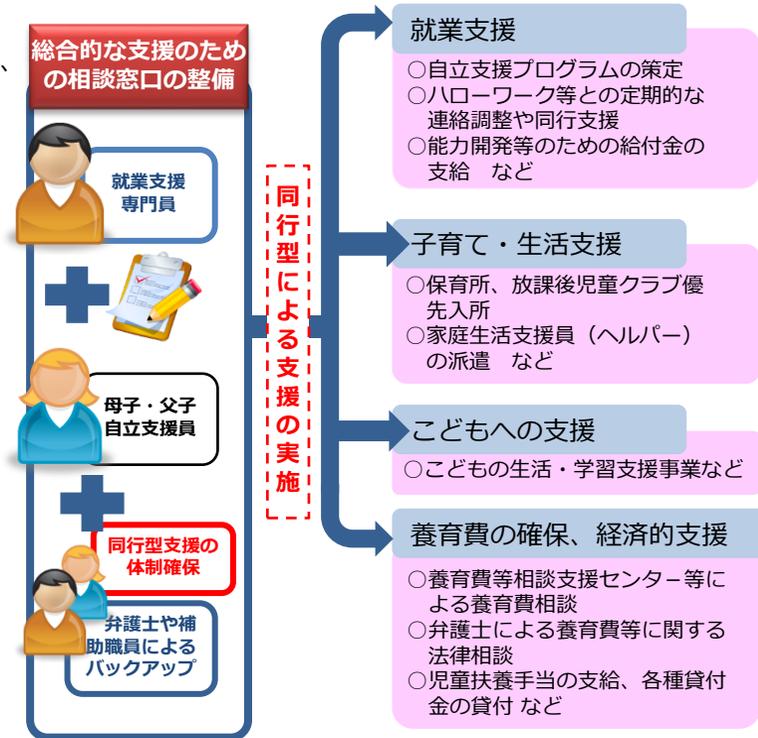
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

#### ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

#### エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】（R5～）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

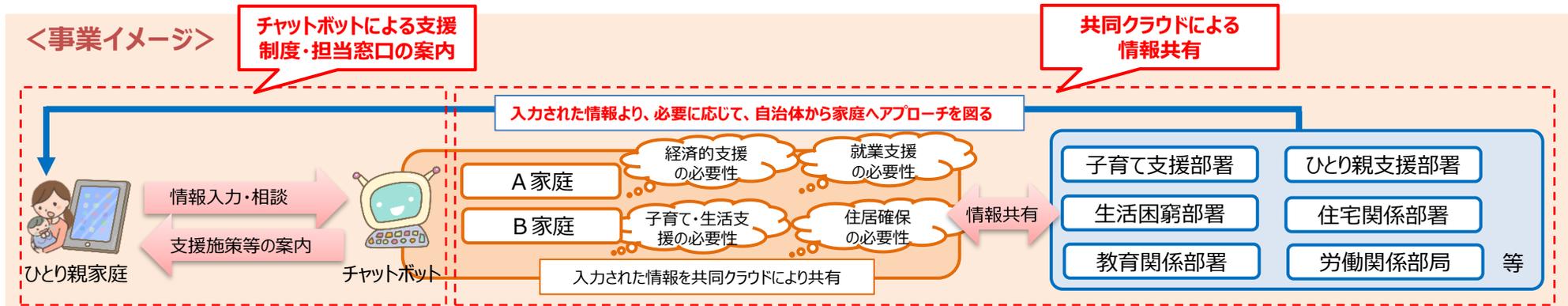
就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数（延べ数）	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

## 1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

## 2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

## 1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する
- ⇒レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体） 1/3

### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

#### 拡充 A キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

#### 拡充 B イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

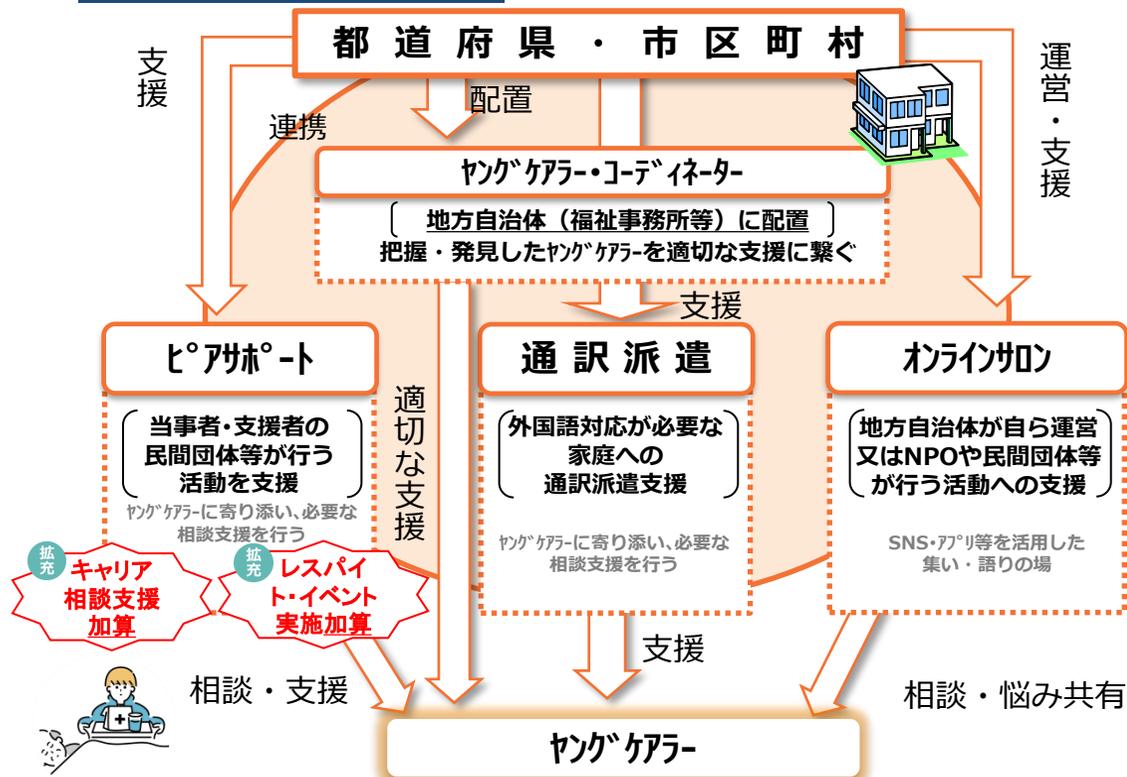
### (3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

### (4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

## 3. 事業イメージ



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数(162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算  
 令和5年度補正予算 3.7 億円

## 1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

## 2 事業の概要

### 〈令和6年度における実施内容〉

#### 令和6年度当初予算案に計上

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせ実施。
  - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
  - ②学習習慣の定着等の学習支援
  - ③軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

#### 令和5年度第一次補正予算に計上

- ①大学等受験料  
大学・短大・専門学校等の受験料
  - ②模擬試験受験料  
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
  - ③長期休暇の学習支援の費用加算  
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用
- ※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者  
 ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)  
 イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
 【実施自治体数】186か所 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4  
 【補助単価】

### 令和6年度当初予算案

#### ○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1 事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費(集合型)	1 事業所当たり	4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(アウトリーチ型)	1 回の訪問が1日の場合	10,420円(半日以内の場合 6,700円)
(4) 実施準備経費	1 事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
(5) 軽食費	1 事業所当たり	832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

### 令和5年度第一次補正予算

- ①大学等受験料  
高校3年生等：53,000円上限
- ②模擬試験受験料  
高校3年生等：8,000円上限  
中学3年生：6,000円上限
- ③長期休暇の学習支援の費用加算  
週1日：424千円加算  
週2日：848千円加算  
週3日以上：1,272千円加算

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>  
 令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算  
 令和5年度補正予算：40億円

## 1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

## 2 事業の概要

### 1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

#### （1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。  
 また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

#### （2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

#### （3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

#### （4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

#### （5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

### <令和5年度補正予算>

#### ○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

## 2 事業の概要

### 2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

#### (1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

#### (2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

#### (3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

#### (4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

## 1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

## 2 事業の概要

### (1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

#### 【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

### (2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

#### 【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

#### 【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

### (3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

#### 【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

## 3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国:9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

# 産婦健康診査事業

令和6年度予算案：18.8億円（18.4億円）

【平成29年度創設】

## 目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

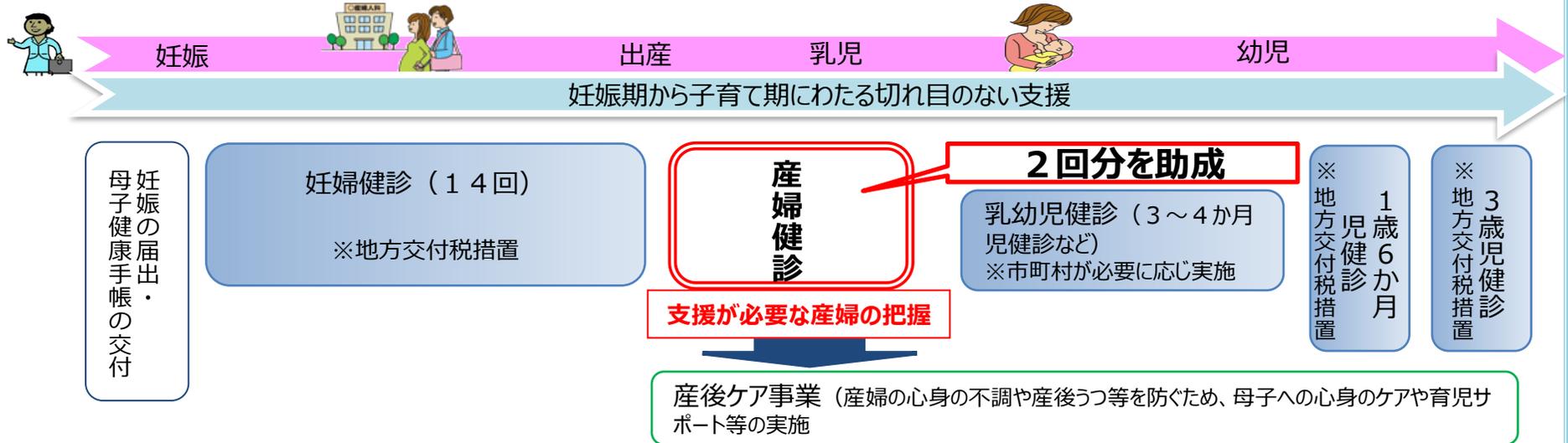
## 内容

### ◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

### ◆ 内容

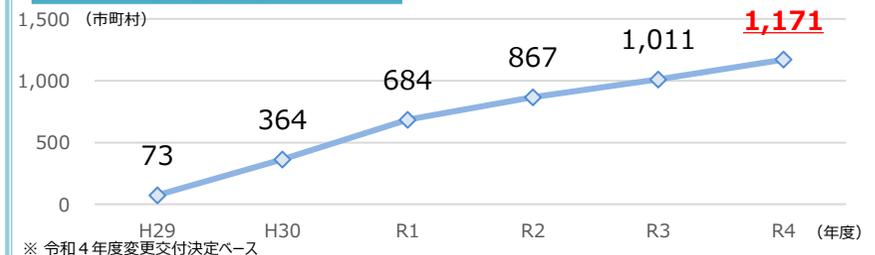
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円

## 事業実績



# 産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和6年度予算案：11.3億円（16.3億円）  
【平成26年度創設】

## 目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

## 内容

### ◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

### ◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

### ◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

### ◆ 実施担当者

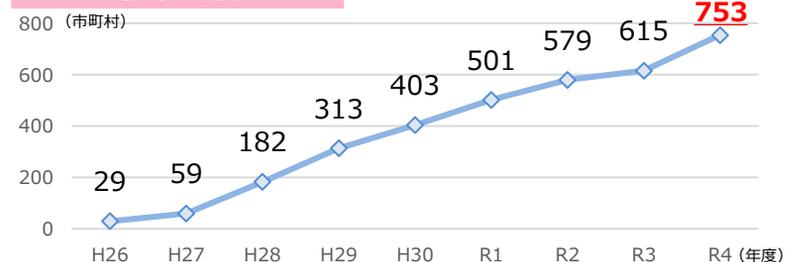
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：月額170,900円～2,758,500円（人口により異なる）  
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

## 事業実績



※ 令和4年度変更交付決定ベース

# 産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部） **【拡充】**

令和6年度予算案：60.5億円（57.2億円）

**【平成26年度創設】**

## 目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 内容

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

### ◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

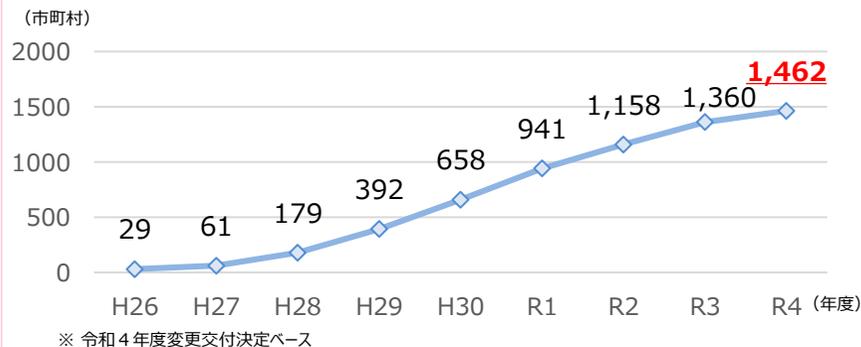
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案
 

（1）デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,727,700円
（2）宿泊型	1施設あたり月額	2,519,600円
（3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">別紙参照</span>		
	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）		
	1回あたり	2,500円
（4）24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,806,900円
（5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】	1人あたり日額	7,000円
- ※（1）及び（2）の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】（R6～）

## 実施自治体



# 自殺総合対策大綱における施策の実施状況について(こども家庭庁の主な取組)

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和5年度の主な取組状況
<b>2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組</b>	
(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	<p>○青少年の保護者向けに、こどもの学齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）を作成し、こども家庭庁のWebサイトに公開している。また、令和6年1月、ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布した。</p> <p>○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発に係るフォーラムを開催（鳥取県及び奈良県）</p> <p>【令和5年度予算額：青少年の非行・被害防止のための啓発経費：3,351千円】</p> <p>【令和5年度予算額：青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業：5,628千円】</p>
<b>3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組</b>	
(6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明	<p>○一部の都道府県において、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施</p> <p>【令和5年度予算額：122億円の内数】</p>
<b>6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組</b>	
(5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	<p>○都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、こどもの心の診療ネットワーク事業を実施</p> <p>【令和5年度予算額：122億円の内数】</p>
(6) うつ等のスクリーニングの実施	<p>○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年4月より、産婦健康診査の費用を助成</p> <p>【令和5年度予算額：122億円の内数】</p>

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和5年度の主な取組状況
<b>7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組</b>	
(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	<p>○青少年の保護者向けに、こどもの学齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）を作成し、こども家庭庁のWebサイトに公開している。また、令和5年1月、ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布した。</p> <p>○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発に係るフォーラムを開催（鳥取県及び奈良県）</p> <p>○青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施  <b>【令和5年度予算額：青少年の非行・被害防止のための啓発経費：3,351千円】</b>  <b>【令和5年度予算額：青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業：5,628千円】</b>  <b>【令和5年度予算額:青少年のインターネット利用環境実態調査 37,251千円】</b></p>
(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	<p>○ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置することで、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで支援できる「ワンストップ型相談窓口」の整備を推進  <b>【令和5年度予算額：母子家庭等対策総合支援事業 162億円の内数】</b></p> <p>○令和5年度第1次補正予算において、ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための事業を実施  <b>【令和5年度第1次補正予算：1.8億円】</b></p>
<b>9 遺された人への支援を充実する取組</b>	
(5) 遺児等への支援	<p>○自治体において、ヤングケアラーの実態調査を行い、相談窓口開設等の支援を順次実施</p> <p>○こども家庭庁のヤングケアラー特設サイトを開設し、相談窓口情報等の周知・啓発を実施  <b>【令和5年度予算額：児童虐待防止対策等総合支援事業 20,831,722千円の内数（対象：ヤングケアラー支援体制強化事業）】</b></p>

自殺総合対策大綱の項目	実施状況
	令和5年度の主な取組状況
<b>11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組</b>	
(4) 子どもへの支援の充実	<p>○ひとり親家庭のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図る「こどもの生活・学習支援事業」を実施</p> <p>○令和5年度第1次補正予算において、「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、進学に向けたチャンレンジを後押しするために、受験料、模試費用の補助を実施。 【令和5年度予算額：母子家庭等対策総合支援事業 16億円の内数】 【令和5年度第1次補正予算：3.7億円】</p> <p>○児童養護施設等に入所していたこども等に対しては、必要に応じて18歳到達後も引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供 【令和5年度予算額：208億円の内数】</p> <p>○各都道府県における「社会的養護自立支援事業」の積極的な実施を促進するほか、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、こどもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築</p>
<b>13 女性の自殺対策を更に推進する取組</b>	
(1) 妊産婦への支援の充実【	<p>○産後うつ予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年4月より、産婦健康診査の費用を助成 【令和5年度予算額：122億円の内数】</p> <p>○産前・産後サポート事業及び産後ケア事業において、平成29年8月（令和2年8月改定）に作成したガイドラインに基づき、母子に対するきめ細かな支援を実施 【令和5年度予算額：122億円の内数】</p>